

# 議会運営委員会記録

令和4年12月6日（火）

開議 14 時 01 分

閉議 14 時 45 分

全員協議会室

## 出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員  
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長  
〔委員外議員〕 大谷議員  
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長  
〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記
- 

## 議 題

### 1 令和4年12月浜田市議会定例会議について

#### (1) 令和4年12月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2、1-3

#### (2) その他

### 2 陳情審査

#### (1) 陳情第64号 採択された陳情に関して浜田市議会議長から執行部へ提出された善処要望に対して、誠実な対応を求める陳情について

【賛成全員 採択（附帯意見あり）】

#### (2) 陳情第66号 選挙の看板について

【賛成多数 採択】

#### (3) 陳情第71号 陳情について

【賛成少数 不採択】

### 3 議会運営委員会主催議員研修会の開催について

資料2

・開催予定日時：令和4年12月22日（木） 午後1時30分～3時30分

・研修内容：監査業務と効果的な予算・決算審査について

### 4 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 14 時 01 分 開議 ]

布施委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は10名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年12月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年12月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

布施委員長 | 総務部長。  
総務部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 | 続いて付託案付託先一覧、事務局長。  
河上局長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 | ただいまの説明について質疑等はないか。  
( 「なし」という声あり )

(2) その他

布施委員長 | 執行部はここで退席されるが、執行部から何かあるか。  
総務部長 | ただいま追加提案させていただく補正予算、条例について説明したが、国の第2次補正予算に関連する事業で、早期に着手すべきものがある。最終日に補正予算を追加提案したいと思っているので、よろしく願います。  
布施委員長 | 委員から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
では執行部はここで退席して構わない。

《 執行部退席 》

2 陳情審査

(1) 陳情第64号 採択された陳情に関して浜田市議会議長から執行部へ提出された善処要望に対して、誠実な対応を求める陳情について

布施委員長 | 本委員会に付託された陳情は3件ある。採決に入る前に自由討議の希望があるか。  
( 「なし」という声あり )  
では採決に入る。1点皆にお願いがある。採決する際、採択・不採択が聞き取りにくいいため、発言時は賛成・反対、または継続審査と述べていただきたい。なお、当委員会は賛成の場合でも理由を言っていていただき、反対理由は必ずしっかり述べていただきたい。  
では、陳情第64号について各委員に意見を伺う。  
肥後委員 | 賛成である。理由としては、市議会が善処要望をお願いしたが、それに対して担当課の課長部長で決定したとの回答で、この陳情者

への答えになってないという理解なので、善処要望を出したものに對しては説明ができる理由を言っていただきたい。

川上委員

結論から申し上げて賛成である。理由は、要望を検討したか、しなかったか、また結果は市民のために必要な対応なのか、などを明確にすべきだと思うので賛成する。

小川委員

私は一般論としては賛成せざるを得ないと思う。表題部分と最後の3行については、採択された陳情についてはきちんと善処してほしい、誠実な対応を求める、こういうことについては必要ではないかと思う。ただ、この中に記載されている庁舎管理規程については、市長の考えがあると思うので、議会がそのことについて意見を述べたとしても、市長は雇用主として守るべきを守らなければいけない事情もある中で、幾ら議会側から要望されてもそれに応じられない事情も、当然あってしかるべきだと思っている。それについても市民に理解していただくことも含め、一般論としては賛成したい。

牛尾委員

小川委員とほぼ一緒である。一般論として執行部に働きかけることについては賛成する。ただ、前段の文章については、庁舎管理権は市長の権限なので、それについて議会が口を出すべきではないので、それはそれとして、執行部に働きかけてほしいということについては賛成する。

柳楽副委員長

今回の陳情について上のほとんどの部分は事例だと思っている。先ほどからもあったが一番下の3行が陳情趣旨だと思っている。浜田市議会では、委員会で採択した請願や陳情について、採択したものは、その後の取扱いをどうするかを委員会で検討しているし、決めた取扱いについて後を追うものとなれば当然追っていかないといけないと思っているので、この陳情については、取扱いについて後を追うべきという意味では賛成をしたい。

串崎委員

結論から言うと賛成である。やはりもう少し執行部が市民に対して説明していただきたい。

足立委員

賛成である。市民に対して説明がきちんと引き続きできるように執行部側においてはしっかりと、記録の取り方もあるのだが説明ができるようにした上で対応していただきたい。

沖田委員

引き続き執行部に対応していただきたいということで賛成する。

三浦委員

説明責任をきちんと果たす、わかりやすく理由をもってお話しすることは必要だと思うので、特に後半3行については採択する。ただし前段で取り上げられている事例について言及するものではないので、執行部に対して説明責任を果たしてほしいという意味で賛成したい。

布施委員長

では陳情第64号について採決する。採決は委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について採択することに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

本陳情は全員挙手で、採択とするものと決した。

**(2) 陳情第66号 選挙の看板について**

布施委員長

各委員に意見を伺う。

三浦委員

賛成である。決められたルールの中できちんと対応すべきことだ  
と思うし、この陳情をもって改めて対象となる議員全員でこの状況  
を共有し、対処すべきものはするということで進められたらよいと  
思う。

沖田委員

陳情の中身は至極当たり前のことだと思うので賛成したい。

足立委員

賛成である。ルールの中で看板等も含めて、各議員とも含めて対  
応すべきだろうと思う。

串崎委員

賛成である。ルールを持ってやるべきと思う。

柳楽副委員長

それぞれの議員が自分の設置しているところについていま一度確  
認し、対応が必要であれば対応しなくてはいけない。賛成としたい。

牛尾委員

ここに書いてあることは当たり前のこと。こういうルールで立て  
看板をせよと書いてあるので、当たり前のことを今当たり前にやっ  
ているので、それに外れている部分云々というのはなじまないよう  
な気がするのだが、賛成。

小川委員

私はこの陳情には反対する。その理由はまず、立て看板が違法設  
置してあるという判断が市議会でするわけがないと思う。それ  
は公職選挙法なりによって看板設置のルールがある。そういう意  
味では市議会にこの問題を提起されても権限を越えているのではな  
いかという意味で、議員、あるいは議員になる予定の方本人、ある  
いは後援会判断で選挙管理委員会へ申請して立てられている。ただ  
こういった意見があるということについては、議員間あるいは該当  
者の中で情報共有すればよいのでは。私は反対したい。

川上委員

私は賛成である。先ほどたくさん委員が言われたように、やは  
りルールの中でやるべきことは、この方が見られたときにはどうも  
ルール外だったようで、それについてはおのおの議員が再度我が  
身を正す必要があるかと思うので賛成である。

肥後委員

賛成である。立て看板を調査し、もし問題があるようならそれな  
りの対応をしないとイケない。

布施委員長

陳情第66号について採決する。本陳情について採択することに賛  
成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数で本陳情は採択とするものと決した。

**(3) 陳情第71号 陳情について**

布施委員長

各委員に意見を伺う。

- 肥後委員      これは広い意味で賛成である。理由としては、要望の情報公開は大事なことである。現状はさまざまな問題が今まで発生して今の制度に変更したところであると。ただし、本文や資料は見せられるもの、見せられないものを分ける必要がある。これは当然である。今のままでよいようにも思うが、今後また時代に逆行したとこの陳情者が思われるということが、確かに私も納得する部分もあるので、今後を含めてまた検討していかないといけない。そういう意味で賛成である。
- 川上委員      私は賛成する。先ほど肥後委員が言われたように、私も市民目線によった方法を考えるべきだろうと思う。そのことに関しては検討すべきだろうと思うので賛成する。
- 小川委員      結論は反対である。このルールについては市民目線も含めて議会運営委員会の中でしっかり議論してルール化したものである。そういう意味で、審査すべきものについては陳情書をもって判断する。そのために議員に参考にしてもらいたいということについては議員に配付すると決まっている。そういう意味ではこの間の議論を通してできたルールについては変更の必要はないと考え、これについては反対する。
- 牛尾委員      結論は反対である。時代に逆行したルールという考え方自体が間違っていると思う。陳情については本文にその要旨を書き込まないといけなくなっているので、資料がなければ判断できないような陳情・請願は考えられない。したがって反対である。
- 柳楽副委員長      まず陳情書については審査を行うものについてはホームページ等で公開をしている。資料についてはこれまでの議会運営委員会の中でさまざま議論する中で、資料はあくまでも議員が審査を行うための参考とするもので、広く公開する必要はないということで私は前回も申し上げた。そういった意味でこの陳情については反対とする。
- 串崎委員      結論から言えば反対である。これはこの前の議会運営委員会で検討し決定した。そのルールに従うべきである
- 足立委員      反対である。本文においては先ほど柳楽副委員長が言われたようにホームページ上で公開されているが、資料は議員側の判断材料であるということで反対する。
- 沖田委員      今までの議会運営委員会で議論して決めたことであるため、この陳情については反対する。
- 三浦委員      私もこれまでの議会運営委員会での議論の中で述べてきた意見そのままなのだが、陳情の中身については反対である。本文はホームページできちんと公開することになっているし、それで十分な対応ができているのでとは考える。
- 布施委員長      それでは採決する。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。今皆に三つほど審査していただいた。そのうち採択された陳情がある。採択されたものは委員会で対応を検討することとなっている。今回採択した陳情のうち、委員会として今後の対応を検討すべきものがあるだろうか。

( 「なし」という声あり )

柳楽副委員長

陳情第66号、看板の件だが、これについてはいま一度委員長から議長に、全議員に改めて伝えるようお願いしていただければよいと思う。

布施委員長

柳楽副委員長から陳情第66号について、議会運営委員会で採択したのだから、これは議長から全員協議会において、ルールにのっとり全員で共有すべきだということで対処していただくよう伝えていただきたいのだがどうだろうか。

笹田議長

おのおの選管に許可を得てつけているものだと思うので、再度おのおの選管に行って確認していただくことしかお願いできない。そういう形でよろしいか。

布施委員長

それをお願いしたい。今回、議長が言われたように全員に共通するものについてはお願いになると思うが、選管に確認して、そういったところも全議員が襟を正す意味合いでやっていくということでもよろしいか。

今、皆賛否を述べられた。これは各自タブレットに必ず記入してほしい。陳情者へ賛否や反対意見は通知し、またホームページに記載されるため、簡潔に記していただくようお願いする。

先ほど採択された陳情があった。第66号については副委員長から申し出があり、議長から全員に通知する。また陳情第64号「採択された陳情に関して浜田市議会議長から執行部へ提出された善処要望に対して、誠実な対応を求める陳情について」を今回採択したが、陳情など採択した場合は、担当部署などへ経過や働きかけといったものを各委員会でもしていただくようお願いしておく。これは各委員会やっている。働きかけもよいが、経過など、どのようになっているかは委員会でやっていただくよう改めて申し送りたい。よろしいか。

笹田議長

看板の件だが、最終日の全員協議会でよいか。口頭でお願いしようかと思う。

河上局長

1件確認だが、陳情第64号で何人かの委員が、下の3行については賛成だが、上の部分は言及しないとか、事例なので上は置いておくといった発言があった。その辺はどうでしょうか。全体を賛成とするのか。

布施委員長

これは判断するのに1例を載せられて、私は下の3行、採択された

河上局長  
布施委員長  
牛尾委員

ものについては今後善処要望していただきたいために追求すべきだ  
と言っておられるので。

では下の3行についてここで皆。

一部賛成のように言われたのだが。

上の部分は単なる例で挙げているだけだと陳情者が言っているの  
か。

布施委員長  
牛尾委員

それはない。

では委員長のほうで、前段は単なる事例だと判断されて、下の3  
行だけ考えてくれと言われたので。それは委員長判断なのか。

布施委員長

委員長判断として、上の、庁舎内の録音、例を出しておられる、  
これは本来、総務文教委員会で前回陳情が出ており、それについて  
は賛成多数で採択されている。その分については総務文教委員会で、  
今言ったようにどうなっているのかを確認し、そしてその答えが先  
ほど牛尾委員や小川委員が言われたように、庁舎管理は市長にある  
のだから、そこはだめだと言ったらそうだとすることははっきり、  
総務文教委員会で答えを出してあげることが大事だと思う。ただし、  
議会運営委員会でこの陳情が出ているのは、そういう例があるもの  
もあるし、議会全体としてどうなのだとされているため、皆にお  
諮りした。

牛尾委員

その辺の線引きが難しい。実際にこれだけの膨大な文章が例で載  
っているだけだといったところで、もともと庁舎管理権について議  
会が言及することは及ばないはずなのだから。それを事例に挙げて、  
下の3行だけ考えてくれと。どちらかといえば下の3行については、  
情状で採択という感じ。

もう前段の文章については違うというか、庁舎管理権は市長にあ  
るので僕らは及ばないが下の3行については採択するというような  
書き方をしたほうが。

布施委員長

待ってほしい。資料は皆に参考のために本文とは別に、公開する  
ことになっている。本文はホームページに公開するが資料は公開し  
ないということになる。この陳情の中身は、本文でその資料を踏ま  
えて説明している。暫時休憩する。

[ 14時 34分 休憩 ]

[ 14時 42分 再開 ]

布施委員長

委員会を再開する。陳情第64号、挙手全員で採択したが、その賛  
成部分で附帯意見をつけるべきという意見が委員からあった。三浦  
委員が言われた附帯意見を再度確認したい。発言をお願いします。

三浦委員

先ほど第64号について賛成の意を述べたが、前段の部分に紹介さ  
れている例には言及しないと私は表現した。この陳情については、

布施委員長

この事例にとどまらず全体のことを指しているという意図で私は先ほど申し上げたので、最後の3行は賛成だという言い方で誤解を招くようなことがないように、意見を付すような形で、あくまでもそれは事例で、これは陳情全般的なものに対して執行部にこのような説明責任を求めるものだということを、きちんとうたっておいたほうが、より賛成の趣旨がわかりやすいかと思うので、意見を付してはどうかと提案する。

附帯意見として今言われたことを簡潔明瞭にし、委員会の附帯意見としたいがよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

### 3 議会運営委員会主催議員研修会の開催について

布施委員長

資料2を見てほしい。前回の委員会での意見を受け、資料のとおり議員研修会を計画した。監査業務と効果的な予算、決算審査について、講師との日程調整の結果、12月22日木曜日の午後1時30分から開催する。なお、都合により欠席される場合は議会事務局までご連絡を。このことについて何か意見等があるか。

( 「なし」という声あり )

### 4 その他

布施委員長

そのほか委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では次回の日程を確認する。先ほど総務部長から定例会議最終日に追加提案があるとのことだったので、12月14日水曜日、予算決算委員会終了後に全員協議会室で開催する。

最後に本日の内容は各会派で共有していただくようお願いする。では議会運営委員会を終了する。

[ 14 時 45 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施賢司